

台風時の保育実施について

台風接近に伴い、暴風・大雨警報や暴風・大雨特別警報が発令された時の「保育の実施」について、保護者のみなさまにお知らせ致します。ご理解・ご協力をお願い致します。

保育実施の考え方

臨時休園の判断基準	暴風警報が発令され、かつ営業バスが運行停止となったとき
開園の判断基準	暴風警報の解除と営業バスの運行開始のいずれか早い時刻

1 台風が近づいているとき

午前7時前に

暴風警報が発令され、かつ営業バスが運行停止の場合**臨時休園になります。**

保育中に

暴風警報が発令され、かつ営業バスが運行停止の場合は、保護者の方は速やかに園児のお迎えをお願いします。

2 台風が離れていくとき

営業バスの運行開始時刻 または暴風警報の解除時刻	保育の実施	給食
午前7時前に 解除または運行再開	保育を実施します ※通常通り	給食あり ※一部献立の変更有
午前7時以降～9時前に 解除または運行再開	保育を実施します ※暴風警報の解除時刻、またはバス運行開始時刻から、おおむね1時間後より受け入れます。	給食あり ※軽食程度
午前9時以降～11時前に 解除または運行再開		給食なし ※自宅にて昼食を済ませて登園
午前11時以後に 解除または運行再開	臨時休園になります	